

平成30年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 1 9 回 1 月 2 6 日 (金 曜 日)

平成30年議会改革特別委員会 第19回

平成30年1月26日（金曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（10名）

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
9番	森本寿子君	10番	酒巻ふみ君
(議長	福島正夫君)		

欠席委員

なし

委員外議員

1番	金子正則君	6番	池田年美君
22番	松本英子君	25番	田中良夫君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	江原千裕	議事課長	戸田実
主幹（議事・	三宅昌之	主査（議事・	酒巻俊郎
調査担当）		調査担当）	

午前 9時30分

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さん、おはようございます。昨日の都市競艇組合の視察に続きまして、今日は議会改革特別委員会、第19回になりますけれども、委員各位には、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。そして、気象情報によりますと、何かしら今年の寒さは、48年ぶりの、大変厳しい寒さだということでございますけれども、その大寒の中で、傍聴に来ていただいている議員各位にも、お礼を申し上げる次第であります。

さて、本日は今年初めての、議会改革特別委員会の開催となります。市民との連携・協働を推進することを目的に進めている市議会改革の取り組みも、任意の検討会も含めると、間もなく2年を迎えるわけでございます。これまでの2年間は、市民の声を聴いて、市議会を改革する、調査・検討を進める、そういう時期であったのかなと、そんなふうに思います。それを踏まえまして、今年は、市議会の改革について、実際に実行する。そういう、その大変重要な年になるのかなとそのように考えております。今、市議会は、基本条例案に対して、市民の意見をうかがうパブリックコメントを実施中でありまして、あとで、報告がありますけれども、意見が寄せられております。それから、これ、私事なんです、昨年、私の方から言ったわけではないんですが、市民の方から市議会の改革が進んでいるようで、大変期待をしていますという話題が寄せられました。また、3日前もパブリックコメント中ですので、この条例案について、ちょっと、わからないところがあるので説明してもらいたいということで、市民の方から、そういう連絡がありまして、説明してきたと、そういう経緯もあります。また、議会事務局に資料をいただきに来ている、そういう市民もおられるということでもあります。そういうことを見てまいりますと、この2年間市議会改革を進める、そういうことが、着実に、少しずつではありますが、市民の間に浸透しつつあるのかなあと、そういう感じがするわけでございます。例えば、執行機関の条例であれば、税金だとか、あるいは保険料の改正だとか、市民の暮らしに直接関わってくることなので、関心は高まってきますけれども、市議会の基本条例案というと、率直に言って、なかなか市民になじまない、ということが否めない事実でございます。その中で、そういう意見を、実際、パブリックコメントに応じて、議会に意見を届けてきているというのは、この間の、我々の取り組みの表れではないのかなと、そんなふうに思っております。もう一言、付け加えさせてください。実は、今年、早々に、皆さんの手元に市議会旬報、2034号なんです、届けられていると思

います。これには、全国市議会議長会が、昨年秋に、議会改革の研究フォーラムを開催しております。その要旨が、ここに掲載されております。そのテーマは、議会基本条例を契機とする議会改革の成果を検証し、課題について、どう取り組むべきか、これを討議するというようなのが大きなテーマになっております。研究フォーラムと、基調講演、あるいは、パネルディスカッションを行ったことが、ここに載っております。この基調講演を明治大学の中邨章教授が、講演を行っておるんですが、その中邨教授が、議会基本条例は、大きな実績だと、4点で、高く評価すると、これに載っております。

ちょっと紹介しますと、1つ、世界で、日本以外にない条例で、誇りにしてもらいたい。これが、ひとつであります。2つ目は、作成過程で、議会とは、住民からの付託とは何かを改めて考え、議会に意識、認識を深め、知識を集めた。3つ目、組織や内部手続きを改めて考え、反問権や、一問一答制、議員問討議などは、評価すべき。4つ目は、議会報告会などの実施で、議会議場などで、完結していた議会活動が、表に飛び出したと、重要な成果であると。このような4点にまとめてございます。結論は、議会基本条例や、議会改革は、あくまでスタート。このように強調しているわけでございますが、これは、すべて私のほうが、これまで取り組んできた、その中で、それが、市議会議長会でそのように研究、あるいは行為が行われていると、皆さん方にご報告いたしました。少し長くなりましたけれども、大事なことですので、少し紹介させていただきました。

さて、今日、皆さん方に、ご協議いただく議題も、重要な内容になっております。委員各位のご協力をお願いいたしまして、あいさついたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会に福島議長に大変ご多忙のところ、ご出席をいただいております。議長から、ごあいさつをお願いいたします。



◎議長のあいさつ

○議長（福島正夫君） はい。改めて、皆さんおはようございます。本当に、先ほど小坂委員長の方からお話にもありましたが、大変に寒さ厳しい中でございますが、特別委員会の皆さんには、ご健勝でご活躍なことと思ひ、喜ばしく思ひます。まだまだ本当にこの寒さ続きそうですので、体には十分、気を付けていただいて、この特別委員会、いよいよまとめの年になりましたので、どうか素晴らしいものができるよう、ご期待申し上げますので、皆様方

ご協力をよろしくお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎開会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 大変ありがとうございました。

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第19回の議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行は、配布してある次第に沿って進めてまいります。

まず報告事項から始めます。市議会基本条例案に対して、今月4日から、市民の意見を伺うパブリックコメントを実施中であります。この件に関しては、先ほども、あいさつの中で申し上げましたが、委員の協力もありまして、これまで市民から意見が届いております。そこで、加須市議会基本条例案に関するパブリックコメントについて、これまで市民から寄せられている意見について、中間的に報告をいたします。資料1をご覧ください。この件につきましては、江原局長から、説明をいたさせます。はい、江原事務局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。それでは、加須市議会基本条例案について提出された、意見の概要、中間報告について、ご説明をさせていただきます。

資料の1でございます。平成30年1月23日現在、6人の市民の方から26件のご意見をいただいております。このほか、昨日の夕方、郵便で鴻莖の男性からのご意見。それから、今朝、不動岡の男性からのご意見をいただいております。現在8人の市民の皆さんからご意見をいただいております。資料については、6人からの26件について記載しております。間に合わなかったものですから、26件ということでご説明をさせていただきます。左側が番号でございます。1番から、両面で、26番までとなっております。その右側の列は項目ということで、基本条例案の条項順に並べてあります。見出しを付けてあります。その右側の列が、今回、市民の方から、ご意見いただきました議会基本条例案に関する市民意見ということでございます。いただいたご意見、原文、そのままのとおり記載してあります。一番右側の列につきましては、提出していただいた市民の方の性別、それからお住いの地区名をカッコで記載しております。それでは、1番から、項目によりまして説明をさせていただきます。

1番、市長が掲げている将来都市像。水と緑と文化の調和した元気都市かぞについて、ということで、ご意見がありました。

2番、逐条解説について、ご意見がありました。

3番、議員力について、ご意見がありました。

4番、積極的な情報公開、市民の多様な意見の把握について、ご意見がありました。

5番、市民の代表者としての自覚について、ご意見がありました。

6番、議会開催中の欠席について、ご意見がありました。

7番、市民に分かりやすい説明について、カタカナ言葉について、ご意見がありました。

8番、情報イノベーションについて、ご意見がありました。

9番、市議会モニター制度について、ご意見がありました。

10番、自治会との関わりについて、ご意見がありました。

11番、市民との意見交換について、ご意見がありました。

12番、請願、及び陳情について、ご意見がありました。

13番、議員研修の報告の義務について、ご意見がありました。

14番、附属機関の設置について、ご意見がありました。

15番、会派について、ご意見がありました。

2枚目になります。16番、政務活動費について、ご意見がありました。①②③④⑤⑥⑦

と、政務活動費についてのご意見がありました。

17番、また、違った方から、政務活動費について、ご意見がありました。

18番、同じく政務活動費の収支報告書及び領収証の公表について、ご意見がありました。

19番、議会事務局の機能強化について、ご意見がありました。

20番、議会図書室の充実について、ご意見がありました。

21番、良心と高い倫理性について、ご意見がありました。

22番、市議会議員の信賞必罰について、ご意見がありました。

23番、いじめの問題に対する体制と仕組みについて、ご意見がありました。①②③。②

にありますように、教育委員会と議会が、常に連動する仕組み、つながりが必要ではないかというような、そんな内容もございます。

24番、議員定数につて、ご意見がありました。

25番、同じく議員定数について、ご意見がありました。

最後になりますが、26番、条例の検証について、ご意見がありました。

以上6人の方から、26件のご意見がありまして、冒頭申し上げましたが、昨日郵便で、鴻荃の男性からご意見、今朝、不動岡の男性から、ご意見がございました。また、問い合わせも、2件くらい事務局の方でも受けているところがございます。中間報告というこで

説明をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、江原局長から説明がありましたが、市民の方から、取りあえず6人の方について、26件の意見があったということで、今、報告がありました。これはまだ、2月5日までが期限となっておりますので、まだこれから意見が来るかと思いますが、何か今の説明について、発言、おありでしょうか。聞かれても、これに書いた以外のことは何もありませんので。

○10番（酒巻ふみ君） はい、いいですか、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） これは、インターネットの返答ですか？書面ですか？

○委員長（小坂徳蔵君） 江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい。メールでいただいた方がお1人。ファックスでいただいた方が3人。持参の方が2人。という状況です。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございますか。

なければ、いずれにしても、意見がありますので、あとで、また議題で報告いたしますけれども、この意見に対して、議会として見解をまとめて公表するということになりますので、それで一つご了承いただきたいと思います。よろしいですか。

先に進みます。それでは、協議事項に移ります。(1)加須市議会業務継続計画(市議会版BCP)を議題といたします。これまでの協議を踏まえて、加須市議会業務継続計画(市議会版BCP)素案をまとめて、これは、資料2-1に掲載してあります。その内容が、一目でわかるようにまとめたのが、資料2-2でございまして、イメージ図として、表しております。さらに、その内容を議会事務局職員、議会災害対策会議、議員の3区分について、時系列にまとめているのが、資料の2-3に掲載してあります。それでは、資料2-1から資料の2-3まで、江原局長から説明をいたさせます。江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、それでは、加須市議会業務継続計画(市議会版BCP)について、ご説明をさせていただきます。資料の2-1、資料の2-2、資料の2-3でございまして。前々回の12月8日の特別委員会、そして、前回の12月20日の特別委員会での内容を踏まえまして、今回、加須市議会業務継続計画素案を資料のような形で、整理、取りまとめてみたところでございます。それでは、資料の2-1の方から説明をさせていただきます。

加須市議会業務継続計画（市議会版BCP）素案でございます。1. 加須市議会業務継続計画（加須市議会版BCP）策定の基本的な考え方でございますが、（1）では、平成23年3月11日の東日本大震災、それから、平成27年9月の東日本豪雨などの状況を踏まえて、今回の業務継続計画策定の背景を記述してある部分でございます。

続く（2）では、加須市が、利根川と渡良瀬川という2本の一級河川が通過するという地理的な要因、それから、東日本大震災における教訓を踏まえて、大規模災害発生時に、加須市民11万3千人の命と財産を守り、減災を図るため、市議会の機能を速やかに回復し、市議会が、災害に対応できる体制を作ることは、極めて重要であるという共通認識のもとに、今回の市議会版BCPを策定するという策定の意義を書いたところでございます。一番下は、基本条例案第27条ですが、災害時における議会の対応ということで、条文として、規定しているところでございます。

めくっていただきまして、2ページの（3）。こちらは、大規模災害等の発生時に市議会が、即応できる体制をあらかじめ準備する。また、市議会の機能を出来るだけ早い段階で回復させ、その機能を維持できる議会体制を準備しておくといった、BCP策定の目的を書いたところでございます。

続きまして2番、災害の種類に応じ対応する危機管理体制をあらかじめ定めるということで、災害の種類、地震・風水害・その他（新型インフルエンザや原発事故の対応など）が、想定されます。

続いて3番になりますが、議会が基本的な機能を維持し業務を継続するために、まずは発災時において、議会を構成する議員の皆様の安全確保と、安否確認が重要でございます。ということで、3番目に大規模災害発生時において、市議会及び議員は、災害対応マニュアルに沿って、迅速に対応するというところで、発災時の初動対応について、書いたところでございます。

（1）市議会の災害発生時の初動対応マニュアル。①が議会事務局職員、②が議員の初動対応、安否確認の際には、③として通信手段が、こちらが重要で、今後の課題ということでございます。

続きまして、3ページになります。安否確認の次に重要なのが、議会という機能、業務継続に係る体制の構築、こちらが重要ではないかということで、4番としまして、災害時・緊急時に議会災害対策会議を設置して、機敏に対応することが、書かれてあります。この議会災害対策会議は、執行部の方で、第2配備、災害警戒本部発足と同時に、議会の方で

設置するということが、書かれてあります。②では、議会災害対策会議の構成は、正副議長、各会派の代表者とする書かれてます。④では、議会対策会議では、何を行うかということですが、災害発生時の時系列的に、以下の通り適切に対応する。初動期は、安否確認、情報収集。中期は、災害情報の収集、把握、共有。後期は、市議会機能の早期復旧。1か月後は、平常時の市議会機能体制に戻る。このような経過を踏まえて、議会災害対策会議を開催していくというものでございます。

続いて⑤番、災害時における議員の基本的行動及び議員の参集でございます。まず発災時、議会災害対策会議から、議員の参集指示があるまでは、議員の皆様は、地域の一員として、市民の安全確保や、応急対応など、地域における活動に積極的に従事する。2番、地域活動などを通じて、執行機関が拾いきれない地域の被災情報などを収集する。3つ目としまして、議会災害対策会議からの、議員の参集指示。速やかに、対応できるよう連絡体制を常時確保しておく。4番ですが、議会災害対策会議は市の被害状況や、地域の状況を把握し、救援や復旧に取り組み、出来るだけ早い段階での復興の対策につなげるように、議員の参集を適切な時期に行う。5番、災害時の議員の参集は、議会災害対策会議が執り行うということでございます。

続く、4ページの5番であります。災害発生時における議員等の行動基準ということで、さらに具体的に、(1)では、市議会開会中の災害対応マニュアル。開会中に発災したときの議員の行動基準が、①、②、③、④と書かれてあります。続いて(2)市議会閉会中の災害対応マニュアルでございますが、こちらは①から③までありますが、書かれてあるのは、主に事務局職員の行動基準が書かれてあります。③では、災害が、勤務時間内に発生した場合。それから③-iiでは、勤務時間外に発生した場合。平日、夜間のケース。3つ目には、災害が、休日(土曜日、日曜日、祝日)に発生した場合。議会事務局職員のとるべき行動が、書かれてあります。

続いて5ページになります。6番は、市議会、市役所4階フロアーが損壊した時に、第2、第3の参集場所を決めておく。

7番は、行政視察等時の危機管理対応マニュアルを作るということで、①、②と書かれてあります。

8番は、災害時の市議会の役割についてということで、①救援段階よりも、復旧や復興の段階の方が、市議会の果たす役割は大きくなる。②第1段階が、復興計画。市議会が、議決案件として、審議を通じて、市議会の責任を持ち、復興を市民と一緒に考えて対応するとい

うことで、議会基本条例案には、第23条、議決事件の第3号で、災害復興計画の策定、改訂及び廃止に関することは、議決事件として定めたところでございます。

9番は、災害時における加須市議会業務継続計画の的確な運用ということで、的確に機能するのかどうか、防災図上訓練等を重ね、災害に備えるということが書かれてあります。

6ページ、議員の皆様の方の安否を確認するための、確認票でございます。この様式によりまして、議員の皆様の方の安否を確認するというところでございます。

続きまして7ページ、市議会版BCP策定に関する協議経過。これまでの経過を、整理させていただいたところです。5月23日の第10回特別委員会、6月1日の第11回特別委員会、7月13日の第12回特別委員会、そして前回、12月20日第18回特別委員会では、加須市の執行部での業務継続計画について研修を行ったところでございまして、そのあと、市議会版BCP策定の工程表についての協議をしたところでございます。市議会版BCP策定に至る工程表ですが、今後1月から2月にかけて、市議会版BCPの基本的な考え方、市議会版の災害対応マニュアルを策定していくと、本日の素案をより練って、充実していくということになると思います。それから、予定としましては、2月9日の本会議終了後に、市長部局との事前協議。今度は、環境安全部長、それから危機管理防災課長も含めた事前協議を開催する予定であります。3月には、大規模災害発生時における議会災害対策会議の設置要項を協議し、策定する。また、環境安全部と事前協議を開催する。4月、5月、ということで、加須市議会版BCP案を作り上げていく。最終チェックして、策定するという予定で考えているところでございます。

めくっていただきまして、資料2-2になります。こちらは、先ほどBCP素案の中でご説明した内容について、一目で分かるように、イメージの案を図で、示してみたいところでございます。震災の場合、地震発生。まず1番としまして、右側ですけれども、我々職員は参集します。第2配備、第3配備、それぞれ指定された職員が参集します。そして、議員の皆様の方の安否確認を行っていきます。同時に加須市の執行部の方では、左側になりますけれども、発災と同時に、震度5弱で、災害警戒本部が設置されます。状況によって、災害対策本部に移行したりすることもございます。災害警戒本部が、執行部の方で設置されましたら、真ん中になります。議会のほうでは、議会災害対策会議を設置するというところでございます。構成は、正副議長、会派代表者で構成されます。議会災害対策会議では、被災状況の把握、地域の状況の把握、救援と復旧の状況把握、復興対策の状況把握を行います。議会事務局長が、災害警戒本部、または災害対策本部と議会災害対策会議の連絡調整を行うということで

ございます。真ん中の下になりますが、議員の皆様は、議会災害対策会議から、参集指示があるまでは、地域活動を行っていただく。執行部が拾いきれない各地区の被災状況を情報収集をしていただく。議員が聴取した、住民要望、ご意見などは、議会災害対策会議でとりまとめて、議会事務局長を通じて、対策本部に要請していく。議員が、個別に行わず議会災害対策会議が行っていくといった流れでございます。

続きまして、資料の2-3になります。こちらの説明をさせていただきます。資料の2-3は、行動時期に応じた活動内容の整理ということで、資料の2-1の市議会版BCP素案で記載されている内容、それから、資料2のイメージ図、こちらを踏まえまして、より具体的に時系列に活動内容を表にして、整理したところでございます。災害時におきましては、発災からの時期に応じて、求められる行動や役割は、大きく変化してきます。それぞれの時期、初動期、中期、後期に応じた行動形態や、行動基準を定めることが重要です。そこで、災害が休日、夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理したものが下の表でございます。震災の場合を想定しております。一番左側に、初動期、発災直後、そういった時期が、縦軸であります。で、その隣が、議会議員の皆様のご行動。真ん中の列が、議会災害対策会議のご行動。一番右側の列が、議会事務局職員のご行動を、箇条書きで、それぞれ時系列に書き落として整理したところでございます。初動期、発災直後のことで説明させていただきますと、まず、議員の皆様は、自身と家族の安全確保、それから安否報告を議会事務局の方にさせていただきます。右の議会事務局職員の方では、自身と家族の安全確保をすると同時に、第1次参集者、また第2次参集者は、議会事務局に参集し、議員の安否確認の報告を受けます。それから、本庁舎議会フロアの被災状況の確認や、職員の方の安否確認、そして、議会災害対策会議の設置、被災状況の確認、市と連絡体制の確保、真ん中ですが、議会災害対策会議の設置。議会災害対策会議では、執行部と連携して、被災関係情報の収集。災害警戒本部や、災害対策本部との連絡を行います。それ以降、24時間から48時間。48時間から72時間。こちらが、初動期のそれぞれの行動基準でございます。

めくっていただきまして、中期、発災から3日から7日の議会、議員の皆様のご行動。それから真ん中が、議会災害対策会議のご行動。右側が、議会事務局職員のご行動を箇条書きで、整理しております。表の一番下。後期、7日から1か月程度は後期ということで、それぞれの行動基準を箇条書きで、整理したところでございます。下の※印ありますが、震災のほか、風水害、その他の災害についても、こちらの震災の場合の行動基準に準じた行動基準を別に定める必要があります。最後に、資料2-3のなお書きのところなんですけれども、なお後

期から平常期に移行する段階では、災害の程度に応じて、執行機関の側で、災害復興計画、加須市災害復興計画の策定が考えられます。当該計画において、より議会の責任を明確にする観点から、加須市議会では、加須市議会基本条例案の第23条、議決事件におきまして、復興計画の策定、改訂および廃止に関して、議会の議決に付すべき事件と、既に定めているところでございます。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。今の説明を聞いていただいて、相当、市議会版BCP、具体的にになったかなと思います。先ほど局長から説明がありましたように、資料の2-1がまず、基本になります。これが、加須市議会業務継続計画素案ということになります。これだけでは、少しわかりにくいということになりますので、資料の2-2で、この災害発生時の対応を1枚でわかるように、イメージ図として掲載したものです。それから時系列で、どう対応していくかということをもとめたのが、資料の2-3。表裏で、クリップしてありますが、これでまとめてあるということです。それでは、今、説明した市議会業務継続計画素案について、自由討議といたします。発言のある方は、挙手願います。質問でも結構です。

はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 気づいたところから、教えていただきたいんですけども、議員安否確認票というのができましたけれども、資料2-3からしますと、初動期に確認ということだと思うんですけども、これどのように、メールなのか、ファックスなのか、どのように確認するのか、表はできたんですけども、どのようにこれを伝えていくのか、考えていかなくちゃいけないかなと思うんですけども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） はい、委員長。資料の2-1の2ページの③。通信手段という部分がありますけれども、災害の初動時、議会事務局と議員間の連絡をどうするのか。今後の大きな課題と書いてありますけれども、大規模災害時には、電話が通じれば、電話で大丈夫なんですけれども、またメールが通じれば、メールでも大丈夫なんですけれども、それが通じない場合も想定されますので、そこをどうするかというのを具体的に、今後定めていく必要があるのかなというふうに思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。いずれにしても、議員安否確認票は、災害発生時に、この内容で、議員それぞれの安否を確認するということです。これについては、先ほど局長からも説明がありましたように、この間の東日本大震災で、とにかく通信手

段が、ほとんど駄目という状況ですので、これも先ほど局長から説明がありましたように、大きな課題となっております。これは、加須市議会だけではなくて、どこも、これが大きな課題となっているわけでありまして、これをひとつ、皆さん方にご議論いただいて、良い方法を、見いだしていきたいと、そういうふうに思っております。いずれにしても議員本人、あるいは家族の状況、居宅の状況等を詳しく調査するというので、もし議員から、災害があった場合には、この内容に沿って、事務局に報告していただきたいという内容になっております。通信手段はということですが、これは、今後の課題だと。繰り返しますけれども、これは、今後の課題だと、良い案がありましたら、皆さんの方から、ご提言いただきたいと、そのように思っております。

はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） あ、ちょっと待ってください。森本委員。森本委員いいですか。

○9番（森本寿子君） あと、もう一つあるんですけども、議員が、各地域からの要望を出すんですけども、出し方っていうのですかね、その提出方法、提出時期、あとそれに対する返答というものは、どのようにしていくのかっていうのもちょっと考えなくてはいけなかなと思うんですが。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の、要するに、各議員の要望っていうのをどういうふうにまとめていくのかっていうことだと思うんですが、これに関して、第2配備、第3配備の場合に、加須市議会議会災害対策会議を設置することになっております。これは、ここに書いてあるイメージ図にありますように、構成は、正副議長と、各会派の代表者になっております。ですから、ここにありますように、被災状況の把握、地域の状況把握、救援と復旧の状況把握とあるんですけども、基本的には、会派の代表で、まとめていただきたいと、それで、この議会災害対策会議を開いたときに、状況把握、こういうことでやっていきますので、その中で、お出しいただければと思います。もし、様式を作ってもらいたいということであれば、今後、作っていきますけれども、口頭でもいいし、メモでもいいし、それは、災害時なわけですから、様式はどこにいったというようなことは言っていただけませんので、そのように対応していければなと思っております。いずれにしても、議会災害対策会議に、会派の代表者が、そのメンバーになっておりますので、そこでまとめて、お出しいただきたいと。議会災害対策会議は、1回で終わるわけではないので、これは議長の判断で、繰り返し開いていきますし、そこで必要になった場合には、議員全員の参集指示を行います。そこで、また、い

ろいろ、ご意見を出していただいて、また、まとめて。一応、流れとすれば、議会災害対策会議でまとめたものを議会事務局長を通じて、市の方に要望していくという流れになるのかなと思います。いいですか。大丈夫ですか。

○9番（森本寿子君） 大丈夫です。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 今回、念頭にあるのは地震が発生してね、構成されているんで、この地域の場合は、風水害が、大きな要素にもなるんで、これに準じて、風水害について、どのようにしていくのかってことで、タイムライン、各水位のレベルによって、対応が出てくるんだと思うんです。それで、一番大事なのは、地震もそうですけれど、今、言ったように、いかに情報っていうのをお互いに、情報が混乱するわけですから、情報をいかに把握するかってことで、お互いの情報が、伝えられる手段が限られてきてくるわけで、そういう意味では、地震も風水害も、そんなに変わらないんだと思うんです。ですから、その辺の研究をやって、お互いに情報が、共有できるような形を最大限考えることが必要なんだと思うんです。そうでないと、議員は、体制的にはできても、それを、どうやって伝えるかってことが、伝わらないと、なかなか具体的な解決策にはならないということで、一人右往左往しても、しようがないので、その辺のところ、組織として、どう対応できるかってことを、できるだけはっきりさせた方がいいんだろうというふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますか。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 確認なんですけれども、本庁舎が使えなかった場合に第2第3の場所を考えなければならぬんですけれども、それも、早急に考えるとなった時と、議会災害対策会議のほうなんですけれども、各代表がかかわるわけなんですけれども、場所によっては、代表者がどうやって交通手段を使って集まるかってところの部分が、遠いので、歩いてくるのは、不可能かなってところがあったりするんで、その辺も、きちんと、こういう場合は、こうするというものを、考えておかなければ、議会災害対策会議自体も、回らないんじゃないのかなってことも思ったものですから、その辺のところを、明確にしていきたいということで、多分市民の方っていうのは、地元で議員がいれば、どんどん要望を言ってくると思うんですよね、それは、自分には言えないということで代表者に伝えて、会議の中で伝えてもらうということを説明することになると思うんですけれども、パニックになると、自分でどんどん動きたくなる方もいらっしゃるんで、その辺のところも明確に、市民の方にもわかるような形にしていくことが、重要なことというふうに思いました。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。先ほどありました4階です、要するに市役所が損壊して、あるいは、危険の判定で入れないという場合の、地震の場合が考えられるかなと思います。そうした場合については、資料の2-1、一番最後、7ページに、工程表があるんですけども、4月に、大規模発生時、市役所4階の損壊が入ってますので、その時に、本格的に、これを、まとめていきたいということで考えております。それから、議会災害対策会議の関係なんですが、大内委員からも話がありましたけれども、少し具体的なマニュアルが必要かなとそんなふうに思っております。これも1月～2月に、市議会の災害対策マニュアルを策定するというに、なっておりますので、できれば次回に、市議会災害対策会議、万全ではないにしても、一応マニュアルを、皆さんに示していきたいとそのように思っております。これは既に、全て、前回、皆さんに示した工程表で、そういう工程になっておりますので、そういう段取りで、進めていきたいということで、考えております。先ほど、新井委員の方から、水害の問題ございました。確かに、市の中に一級河川が、2本も、しかも、日本を代表する一級河川が流れている市は、そんなにあるわけではないと思うんですね、加須市くらいではないかなと思いますので、これは、当然、やはり策定をしなければ、市議会として、市民に責任を果たせないということになろうかなと思います。それで、まずは、全部すべて、一挙にはできないということで、まずは、今、地震災害について、まとめようということで、今、必死になって努力をしております。できれば、このBCPの策定の時に、水害のマニュアルも同時に皆さん方、ご検討いただいて策定していきたいと、そんなような方向で考えていきたいと思っております。先ほど質問のあった点について、今後の進め方としては、概ね、そういう形かなと思って、私は考えております。

他にありましたら、どうぞ。はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。委員長が、先ほど、ご答弁しましたけれども、まず、最初に説明のあった背景と意義と目的、これについては、こういう形でいいんだと思うんです。2番目以降の実際の災害の種類に応じた、それに対応する。3番目以降です、初動対応マニュアルから、いろいろ細かいマニュアルについては、今日、ある程度、大枠で出されているなっていうふうに受け止めました。さらに、各委員からお話ありましたけれども、詳細なマニュアルが必要なんだなというふうに感じました。この資料2-2で、図があるんですけども、基本は、加須市の災害対策本部とタイアップでやっていくということも、前回あったんですが、今回、この図を見まして、加須市が災害警戒本部と災害対策本部、震度なら、震度5弱、5強で分かれるわけですけども、災害警戒本部時点から、議会としての災害対策会

議を設置していくということになるんだなっていうふうに、これで理解をいたしました。例えば、視察、昨日も実施したわけですけども、先ほどあった説明の中で、視察については、例えば、委員会では、同じ日にはやらないというようなこともあるわけですけども、昨日のような、議会全体で、一日行うような視察もあるわけで、そういう点では、全てにわたって、さらに詳細なマニュアルが必要なのかなと感じました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、このイメージ図の関係なんですが、特に一番左の方に、加須市が災害対策本部を立ち上げるときの図になっているわけなんですけど、一応、地域防災計画では、第2配備、第3配備という言い方をしているんです。第2配備っていうのは何かというと、災害警戒本部だと、それは震度5弱、地震の場合はなっていると。ただ災害警戒本部を設置しても、状況によって、これを災害対策本部に移行するという規定にもなっております。それから、災害対策本部は、震度5強以上だということになっておりまして、これを、それぞれ分けると、議会が、もたつくと、警戒本部、第2配備だと、いや、第3配備になったんだと、その間に議会が混乱しちゃうと。それならば、災害が起きたんですから、第2配備、第3配備の時に、議会として、速やかに議会災害対策会議を設置して、それで、速やかに対応していくというのが、その趣旨になっております。市の地域防災計画では、2つに分かれているんです。そういう内容だと。議会は、立場から、災害警戒本部の時から、議会災害対策会議を、立ち上げていくという内容になっているというところを、ご理解いただきたいと思います。それで、一応、わかるように、このような内容にしました。それから、資料2-3で、時系列でも流れを作っております。ただ、まだ不十分なところは、多々ありますので、また、皆さんから、その都度、気が付いたときに、提案していただいて、自由討議の中で、発言していただいて、それで、充実させていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。それから、誤解のないように申し上げたいんですが、資料2-1の市議会版BCPの5ページご覧ください。7番に、行政視察等の危機管理対応マニュアルということで、県外に行政視察する場合には、一定の議員が必ず市内に残るということですが、昨日行ったのは、要するに、県内ですので、これには該当しませんので、あくまで、県外だと。これはそんなふうにしてありますので、そうでないと、我々、議員派遣ですとか、そういったことが、全体で出来なくなっちゃうということになりますので、こうした形になっているということも、ご承知おきください。以上です。

他に、ございませんか。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 概ね、私了解をしています。それで、ここには、いろいろな意見があ

るわけですが、この7ページにありますように、工程表がありますので、これに沿って、やっていただかないと、とてもじゃないけど6月には間に合わないんで。その辺は、理解して。

○委員長（小坂徳蔵君） この工程表で、鋭意努力をして6月には策定できるように。今は予算議会が、直前に迫っていて、そちらの方には、手が回らなくなっていることですが、皆さんから、いろいろご提案いただいて、まとめていきたいとそうように思っておりますので、ご協力をお願いします。他に、ございませんでしょうか。

○4番（柿沼秀雄君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） はい、災害対策、イメージ案の真ん中の一番下の方で、先ほど、議員の対応マニュアルを作成するという話がありましたけれども、その通りで、実際災害時には、情報錯綜というような混乱がありますので、議員として、どんなふうな対応をするのかというのが、課題かなと思います。そして、議員各々が受けた住民要望を勝手に市の災害対策本部に要望して、大混乱が起こる恐れがあるような気がしますので、その辺をしっかりとしたマニュアルを作らなきゃならないかなと、そんなふうに思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。他に、ございませんでしょうか。

それでは、市議会版BCPですので、大変な重要な、内容になっております。委員外議員の方で、傍聴されている議員の方で、意見があれば発言を認めますが、いかがいたしましょうか。なければ、先に進みます。

それでは、委員にお諮りいたします。ただ今より、議題となっております加須市議会業務継続計画（市議会版BCP）素案を基に、策定を進めてまいりたいと思いますが、それで、よろしいでしょうか

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。それでは、この内容で加須市議会版BCP策定に向けて、協議を進めてまいります。次の議題に移ります。次は、（2）加須市議会モニター制度の運用及び市議会モニター募集についてを議題といたします。市議会モニター制度に関しましては、前回の委員会で、この4月から既に実施をすることに決定しております。

○委員長（小坂徳蔵君） ごめんなさい、大事なことを忘れていました。資料の2-4BCPに関しては、資料の2-4と2-5が、ございます。江原局長、すみません、説明をお願いいたします。

○事務局長（江原千裕君） それでは、資料2-4と2-5について、説明をさせていただきます。お手元にお配りしました資料なのですが、これは情報提供でございます。今年、年明け1月8日の月曜日の埼玉新聞ですが、災害発生時の行動指針策定志木市議会ということで、志木市議会で、議会版業務継続計画BCPを策定したという報道がございましたので情報提供をさせていただきました。続く資料2-5ですが、志木市議会のホームページを見ましたら、志木市議会BCP（業務継続計画）ということで、ホームページにアップされておりましたので、今後の、加須市議会BCP素案の策定を進めるにあたりまして、参考に印刷をしましたので、お手元に配布をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の、説明のとおりです。後で、ご覧になっておいてください。発言は、ないと思いますので、先に進みます。それでは、先ほど、大変失礼しました。

それでは、(2)加須市議会モニター制度の運用及び市議会モニター募集についてを議題といたします。資料3-1と、資料の3-2になります。本件に関しましては、戸田議事課長から、説明をお願いいたします。

○議事課長（戸田 実君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 座って、説明をしてください。はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、すみません。私の方から、資料の3-1と3-2。これは関連ございますので、今、委員長から、お話がありましたとおり、これを合わせて、ご説明をさせていただきたいと思います。まず、資料の3-1、加須市議会モニター設置要綱案でございます。これにつきましては、前回、特別委員会の方でも、この要綱案ということで、お示ししたところでございますが、この、要綱案につきまして、さらに、要綱の精度を上げるべく、総務課の、例規担当の方に、内容精査、確認していただいたところ、若干、加筆、修正が生じたので、その部分につきましては、下線が引いてある箇所でございます。順に、その点から、私の方で、説明をさせていただきたいと思います。

まず第2条、定義のところでございますが、一番右の欄で、それぞれに下線が引いてあるかと思いますが、当初、ここは、用語の意味は、当該各号に定めるところによるという表現でございましたけれども、そこの、当該の前に、「それぞれ」という言葉を加えております。次に(1)市民、本市の区域内に在住、在勤であったところを、それぞれ「し」という言葉

を入れて、「在住し、在勤し、または」という表現にさせていただきました。

続きまして、2ページになりますけれども、7条になります。7条につきましては、公募者及び推薦された者、ここは、下線が引いてあるかと思いますが、当初は、「推薦者のうちから」という表現を、「推薦された者」というように表現を変えました。その下、3の「年齢、居住地等」という表現になってますけれども、これ、当初、年齢の間に、「性別」という言葉が、表記されてましたけれども、今、性別を問うということは、削除するような風潮がございますので、これにつきましても、そういった指摘を受けましたので、「性別」という言葉に関しては、これは、削除をする形をとらせていただきました。

続きまして、8条でございますけれども、(1)、(2)、(3)。一番最後の部分が、「である者」「がある者」とか「ゆうする者」これは当初、「こと」になっておりました。「あること」「有すること」とか、という表現を、「こと」ではなくて、「者」という表現で、統一をさせていただいたところでございます。続きまして、3ページの10条2項になります。ここは、「再任される」、となっておりますけれども、当初、再任することが出来るという形になってますけれども、ここは、あくまでも、再任されることが出来るということで、「される」という表現に変えさせていただきました。

12条につきましては、「市議会モニターには、報酬を支給しないものとする。」となっております。当初は、「市議会モニターは、無報酬とする」という表現になっていたんですけれども、ここを、もっと具体的にといいますか、表現を変えまして、「市議会モニターには、報酬を支給しないものとする。」という表現に改めさせていただきました。一番下段の平成30年3月1日、日付。右にずれてましたので、左側にずらして、体裁を整えたところでございます。これに関連しまして、資料の3-2になりますけれども、この資料3-1設置要綱案につきまして、それぞれ条文において、別に定める的なところがうたわれているような部分がございます、規則でいうところの施行規則的なもの、いわゆる加須市議会設置要綱に係る運用について、(案)ということで、要綱に関して、うたわれている具体的な内容を、改めて示したものでございます。順に1番から申し上げますと、1番については、要綱の第3条の関係になります。第1号及び第2号に規定する文書。文書の様式ということで、ここにうたっているんですけれども、要望・提言・感想・疑問点・その他意見提出書は(様式第1号)によるものとするということで、この様式の第1号は、2ページ、こちらの様式とするということで、改めて規定をさせていただいたところでございます。続きまして、また1ページに戻っていただきまして、2番、要綱第5条関係になりますね。要綱でいきますと、2ページになります

けれども、こちらのまず（１）として、第１項の規定により市議会モニターから、意見等が提出されたときは、議長の決裁を受けたのち、議長は、議会運営委員会に報告するとともに、必要に応じて、関係する会議等に、当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとするということで、具体化をいたしました。（２）として、第２項に規定する、公表の方法につきましては、かぞ市議会だより及び市議会ホームページへの掲載によるものとするということで、整理をいたしました。

３番になりますけれども、要綱の第６条関係になります。２ページの第６条。市議会モニターに応募する市民（以下応募者という）は、加須市議会モニター応募申込書、この申込書の様式は、運用の３ページになります。こちらの様式を用いてお願いするというような形で、作りこみをいたしました。

続きまして、４番の要綱第７条関係になりますけれども、（１）といたしまして、議長は、提出された申込書を議会運営委員会に送付し、議会運営委員会において、申込書に記入された応募理由等を参考に書類選考の上、市議会モニターを決定する。

（２）につきましては、選考結果は、決定後速やかに応募者全員に文書で通知するものとする。

（３）として、選考により知り得た個人情報、加須市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うものとする。と具体にお示しをしました。

最後に５番になりますけれども第１２条の報酬の関係について、後段のただし書きについて、議長が必要と認めたときは、年度末に謝礼を支給するものとする具体的な表現をいたしました。

市議会モニター制度の資料３－１、３－２につきましては、関連がありますので、私のほうから説明をさせていただきました。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。今の市議会モニター設置要綱について、法制執務担当と協議をいたしまして、加須市議会モニター設置要綱に係る運用についてまで、細部に渡って、見ていただきました。それが、資料３－１、３－２です。

資料３－２の３ページをご覧ください。応募申込書なんですが、応募理由の下に自己PRの欄もありまして、それもひとつの判断の基準にさせていただければということで、ご承知おきください。今の説明に対して、発言ある方は挙手願います。大内委員。

○８番（大内清心君） 非常にわかりやすく、配慮していただいた内容に変わっているなど思いました。７条では性別の欄があったらその他を入れてもらいたいと思っていたのですが、無くしていただいたということで、よりスッキリしたかなと思いましたが、「無

報酬」も「報酬を支給しない」という言葉に替えて、こちらのほうがいいなと感じました。加須市議会モニター設置要綱に係る運用についても細かく要綱の条文に沿っていますし、応募申込書も大変細かくなっておりますので、大変すばらしいなと感じました。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） ご異議なしと認めます。市議会モニター制度は資料のとおり決定いたします。議長の決裁を経て、今年の3月1日から施行といたします。決定していただきましたので、市議会モニター募集の原稿を、今から、市報の担当者に渡さなくてはなりません。そうしないと、4月1日に間に合いません。それが資料3-3です。戸田課長から説明をお願いします。

○議事課長（戸田 実君） はい。私から資料3-3「市報かぞおしらせページ掲載依頼様式」についてですが、これは、市報かぞに記事を掲載するため、各課がシティプロモーション課に掲載依頼する様式です。これに基づきまして、説明をさせていただきます。掲載希望月が平成30年3月15日号に下記の記事を掲載していただきたいということで希望しています。■の2番目、掲載内容、タイトルについては、簡潔にということを言われてますので、「加須市議会モニターを募集」というタイトルで考えております。内容(要約)について、これも簡潔にということになりますので、「市議会の運営に関して、市民の皆さんからご意見などをいただくため、加須市議会モニターを募集します。活動内容は、市議会の傍聴や、かぞ市議会だより・市議会ホームページに関する提案、アンケートへの回答、意見交換など。」ということにさせていただきました。応募資格につきましては、「満18歳以上の市民(市内在住・在勤・在学)で、市議会のしくみや運営などに関心のある方」、募集人数は「10人以内」、任期は「モニターを委嘱した日から1年間」、応募方法は「議会事務局で配布する応募用紙(市議会ホームページからダウンロードも可)に、住所・氏名・応募理由などを記入の上、本庁舎4階議会事務局へ提出してください(郵送及びメール可)。4月13日(金曜日)必着。書類選考の上、決定・通知します。問い合わせは、議事課」というような記事で掲載する予定でございますが、当然、他に掲載を希望する課がありますので、シティプロモーション課で若干、修正の入る場合があるといこうとを、あらかじめお含みおきください。議会事務局としては、この内容での掲載を希望しているところです。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。このように市報に掲載していきたいと思
います。よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。1時間以上経過しました。まだ少し協議事
項が残っています。ここで、休憩を取りたいと思います。再開はあの時計で10時55分から
再開します。



◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

開議 午前10時55分



◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。



○委員長（小坂徳蔵君） 議事を進めます。次は協議事項の（3）加須市議会と市民との意
見交換会実施要綱（案）を議題といたします。本件に関しましては、前回の委員会
で、要綱案を決めていただきました。その後、総務部の法制執務部門と調整をして要綱案を整理
いたしました。

その内容が資料4に掲載されています。本件に関しては、江原局長に説明いたさせます。

江原局長。

○事務局長（江原千裕君） 加須市議会と市民との意見交換会実施要綱（案）について説明をさせていただきます。前回、市民との意見交換会に関する要綱（案）が示されましたけれども、それをベースにしまして、見出しを付けて規程形式に整備したところです。また、追加したほうが良いと思われる箇所を追加したりして、より明確化したところです。追加したところ、修正を加えたところは、アンダーラインで示しております。それでは、ご説明いたします。

最初に目的を明確にするため、目的規定を置いたところです。意見交換会の目的は、市民の皆さまからの政策提案の拡大をねらいとし、市民と議員の皆さんが自由に情報交換、意見交換する場として実施するものです。市民の皆さんからの要望や陳情を聴くだけで終わらないように配慮する必要があるかと思えます。ということで、第1条の目的として「この要綱は、市民と議員が、自由に情報交換及び意見交換（以下「意見交換会」という。）を実施することにより、市民からの政策提案の拡大を図り、住みよい加須市の実現に資することを目的とする。」と書いてみたところです。

続きまして第2条、計画的な実施等という見出しをつけました。前回から追加したところは、「意見交換会のテーマ」この言葉を追加しました。「対象範囲、回数等について企画し、計画的に実施する。」としました。前は、「実施に努めなければならない」と書いていたのですが、「計画的に実施する」という形に直させていただきました。総務課の例規担当からのアドバイスです。

続きまして第3条は内容構成という見出しをつけました。「意見交換会は2部構成とし、第1部を市議会の議会報告会とし、第2部を意見交換会として実施するものとする。」と最後を改めました。前は、最後が「実施することができる」となっておりました。

続きまして、第4条、第5条、第6条は、新たに追加させていただきました。

第4条は開催単位ということで、「意見交換会は、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会が主催して開催するものとする。」委員会単位で開催するというを新たに加えました。

第5条は、開催申出等という見出しで、「意見交換会を主催する委員会（以下「委員会」という。）は、開催を希望する日の原則として1箇月前までに、加須市議会と市民との意見交換会開催申出書（様式第1号）を議長に提出するものとする。」という、手続き的なことを加えさせていただきました。

第6条は、役割でございます。「意見交換会における座長、司会者及び報告者は、委員会において協議し決定するものとする。第2項、質疑応答については、座長及び司会者の指示のもとで行うものとする。」といったことを加えさせていただきました。

第7条では、意見等の取扱いという見出しをつけまして、「委員会は」という主語をおきました。「委員会は、意見交換会において市民から寄せられた意見等に関し、後日協議し、全委員の賛成があった意見について政策提案につながるものとして取りまとめ、議長を通じて、市長その他執行機関に対して文書により実施を求めることができる。」とさせていただきます。「政策提案につながるもの」と書いたのは、市民の皆さんからの意見がすぐにそのまま政策提案となるものもあるかもしれませんが、そうではなくて、もう少しその後検討を加えて、練り直して政策提案につながるものもあるので、「政策提案につながるものとして」という書き方にしたところです。第2項、「議長は前項の文書を全議員に配布する」ということで、配布も議長からということ、主語を加えました。

第8条、記録及び公表ということ、第1項を加えました。「委員会は、実施した意見交換会の内容に関して、加須市議会と市民との意見交換会実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を作成し、議長に提出するものとする。」報告書を作るという手続きを加えさせていただきました。そして、第2項では「議長は、報告書を全議員に配布するとともに、加須市議会だより及び市議会ホームページに掲載し、市民に遅滞なく公表するものとする。」というふうにさせていただきました。公表の前に全議員に配布というのを加えさせていただきました。

第9条はその他ということ、「この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。」とさせていただきます。

附則は「この要綱は平成30年3月1日から施行する。」ということ、市議会モニター制度と同じ3月1日からの施行にさせていただきました。

資料4の2枚目は新たに様式を加えさせていただきました。開催申出書の様式と意見交換会を開催した後の実施報告書の様式を資料のように定めてみたところです。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。前回お示しした内容から比べますと全面改訂に等しいです。条文の挿入や、修正を図り、より正確性を期して、話し合いの結果が次の加須市の政策に結びつくようにそういう内容にしてあります。

念のために申しあげておきますが、第5条の開催申出等についてです。「開催を希望する日

の原則として1箇月前までに」という表現を使っていますが、これは、条文の約束事として、原則としてと書いてある場合には、必ず例外もあるということです。議会が対応できるのであれば、20日前でも2週間前でも良いということです。そういう条文になっております。

発言のある方は挙手願います。野中委員。

○1番（野中芳子君） 質問なんですけれども、意見交換会は第2条で「毎年度の当初において、対象範囲、回数等について企画し計画的に実施する」とあり、第5条で「開催を希望する日の原則として1箇月前までに意見交換会開催申出書を提出する」とありますが、当初に計画をたてるのであれば、開催1箇月前までの申込書の提出の整合性はどのようなのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員、わかりました。野中委員のおっしゃることもわかります。第2条の「計画的に実施する」につきましては、ご承知のとおり公聴会の際に、もっと積極的に回数を含めて定めたほうがいいのではないかという意見がありました。それに対して、市議会の見解として、「年度当初に計画をたてて実施してまいります」という見解にしております。それに基づいてこの実施要綱は「計画的に実施する」ということにしております。6月と9月と12月は議会がありますから、その間ということになると思います。それを大まかに年度当初に決めたいということでもあります。具体的にしていく場合に第5条で決めていくということです。以上で矛盾はないと思っているのですけれども。よろしいですか。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。新井委員

○3番（新井好一君） 今の意見とダブるんですが、第2条で計画的に実施するという意味が明確になっていけば、スケジュールを組むのに議会のない7～8月、又は9月議会が終わった後ということになると思うんですが年度当初にスケジュール化していくということは、議会としてかなり意識してスケジュールを組まないと、各委員会にある意味任せられているところもあるので。ちょっとあいまいになるのではないかという感じがしないでもないです。ですから、その辺を、当初のテーマ設定とかスケジュール設定みたいのを明確に議会の意思としてどうするのかということはまだ少しはっきり。これは議会運営上のことだと思うんですけれども、はっきりさせる必要があると思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。おっしゃるとおりです。それは、第4条で開催単位というの

がありますので、当面は特別委員会で対応していかないといけないのかなどそんなふうに思っています。それについては、前回も少しお話した経緯があるのですけれども、年度当初には特別委員会として大まかに計画をたてていきたいと、前回も申し上げましたし、そのように取り組んでいきたいと思えます。どことどうするのかについては、皆さんに考えていただきたいと思っています。

他に。大内委員。

○8番（大内清心君） 今のお話の関連なんですけれども、例えば、民生教育常任委員会のほうでやりたいとなった時に、2回やる計画をたてて、こちらから教育関係とかPTA関係の人に話をして行おうとなった時に、先方から断られる場合もあるのかなって思ったんですけれども。例えば、常任委員会のほうで、相手の団体に働きかけをしてということですかね。委員会から先方にいついつやりたいけれども、いかがでしょうかという働きかけをして、話がまとまれば開催申出書の提出をすることになるのかと思ったんですけれども。年度当初に何月と何月にと計画を立てても、できなくなる場合もあるかと思うのですが、それはそれで構わないと。そんなに重く考えなくてもいいことですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、大内委員のおっしゃったとおりです。例えば、各団体との意見交換会という場合には、開催する委員会のほうから団体との調整を図っていくということが、まずは先決かなと思います。計画をたててダメになることはありえることです。これは、相手のあることですし、また、議会としてその日はだめだということが突発的に出てくるかもしれません。計画してもできなかったということは、やむを得ないことだと思っております。ただ相手方との約束がありますので、意見交換会を延期にするとか、そういう対応をしていくことも必要だと思います。

大内委員。

○8番（大内清心君） わかりました。細かいことなんですけれども、2部形式で、1部は議会報告会で常任委員会に付託された議案等の説明をして、2部は関係団体等からの意見をいただきながらやっていくという形になると思うんですけれども、議会報告会というのを委員会主催で行う場合、委員会に付託された案件を報告するだけでよろしいのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） その件に関しましては、今、大内委員がおっしゃったように例えば民生教育常任委員会で開催するとなると、民生教育常任委員会の委員が中心になると思うんですけれども議会を代表してということになりますので、それにこだわら

ず、議会全体のことを考えてお答えいただければいいかなと思います。委員会付託議案に関わらず開催する民生教育常任委員会で検討して進めてもらえればと思います。

小勝副委員長。

○副委員長（小勝裕真君） 第2条では計画的な実施ということをやっているの、要するに意見交換会をやっていきましょう。例えば、教育でやりたいとか、福祉でやりたいとか大枠を決めればいいのかと思うんです。具体的に開催場所をどこにするとか、どこの団体とおこなうとかいう詳細なことは第5条で決めていけばいいのかなと思います。大枠を決めて、詳細を詰めていくという二段構えで備えればいいのかと思うので、それが第2条、第5条ということ。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員何かありますか。他に。竹内委員

○2番（竹内政雄君） 第4条で常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が開催するとありますが、まず最初に特別委員会で行ってと、先ほどの委員長のお話でしたが、例えば、最低限常任委員会は、1回以上はやると。その辺はやっておかないと、ここに書いてあるだけで、やってもやらなくてもどっちでもいいかということになってしまいますので、その辺、どうなんですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんがどうしてもその方が良くとおっしゃるなら考えないといけないかと思うんですけど、ただし、委員会独立の原則がありまして、それぞれ常任委員会が独立して審査するというのが基本になっていますので、議会改革特別委員会であろうということで枠組みを設けるとするのは、できないのかなと思います。それでも、皆さんがどうしてもと言うのなら、投げかけることはできます。ただ、委員会には委員になられている方がおられまして、正副委員長がおられますので、その中で議会改革特別委員会でも最低1回はやってくれなどということはどうもできないかなと私は思っております。

新井委員。

○3番（新井好一君） これはやることにまず大きな意義があって、我々の任期は、後一年ちょっとなので、この後の新しい年度の中でできるかどうかというところが大きな問題であって、特別委員会が主催にするのかということなると思うんですけど、まずは、そこで実施して、各委員会でやりたいという委員会は積極的にやればいんです。うちの委員会では大きな課題があったのでやろうということであれば、積極的な委員会は、申し出てやればいんです。今の段階で、あらかじめ決定するというのは、難しいんだろうと思います。とりあえず、とにかく1回やってみてというのが先決かなという感じはしますけれど

も。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にありますか。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 第2条のところ、もう少し、深めたいのですが。「意見交換会は毎年度の当初において、意見交換会のテーマ、対象範囲、回数等について企画し、計画的に実施する。」とあるのですが、第4条で開催単位ということで、「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会」とあるのですが、単位それぞれが年間計画をたてるわけですが、議会全体として年間計画というか年度当初において企画をするので、取りまとめていくのでしょうか。後は、毎年度の当初においてとありますが、年度当初の議会というのは、6月議会です。6月の議会開催中に常任委員会を開いて決定していくということになるのでしょうか。もう少し深めたいのですが。

○委員長（小坂徳蔵君） この件に関しては、初めての取り組みですので、こうだというのは何もございません。これは議会で新しく創り上げていく内容になっております。ですから常任委員会、議会運営委員会、あるいは議会改革特別委員会ということで主催して開催するということになっているのですが、各委員会で、お考えいただいて、第2条にありますように、まずは企画をしていただくということになっております。まずはイメージとしては、議会改革特別委員会でまずは一度やってみて、それを全体に広めていくという形が一番いいのかなと思います。なぜ、民生教育委員会かというと、大内委員が委員長をやっておりますから、今まで議会改革で議論してきましたから、やはり大内委員の思いがありますので、うまくスムーズに行くということがありますが、すべて一律というわけにはいきませんので。まずは、議会改革特別委員会で企画して、年度当初ですから、4月に検討をして、やっていきたいと思っております。

まずは、我々がスタートできる立ち位置かなと、そんなところでどうですか。竹内委員。

○2番（竹内政雄君） わかりました。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございますでしょうか。

(発言する人なし)

○委員長（小坂徳蔵君） 具体的にお伺いしてもよいのですが、時間が、午後研修会がございますので。先に進んでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） 「加須市議会と市民との意見交換会実施要綱（案）」については、これでよろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） 「加須市議会と市民との意見交換会実施要綱（案）」はこれで決定させていただきます。

次に進みます。次は「(4) 加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結について（案）」を議題といたします。これまで平成国際大学とは、市議会基本条例案の策定にあたって、浅野和生教授に公述人を務めていただき、ミニ講演も行っていただきました。さらに、来年度から平成国際大学の学生との意見交換会を企画して、大学側と協議を進めてまいりました。その経過の中で、大学側から、加須市議会との連携を一步進めたいとそういう意向を示されております。それが、議題の内容です。内容に関しては、資料5-1から5-3に掲載されているとおりです。本件に関しましては、戸田議事課長から説明をいたさせます。

戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） それでは「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結について（案）」ですが、資料5-1をご覧ください。こちらの本文中段部に「今後も加須市議会といたしましては、加須市議会基本条例（案）の第16条において大学との連携、専門的知見の活用を規定して、貴大学との連携をさらに深めさせていただき、議会運営に係る調査研究や議員の政策立案機能の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。」と書いています。特に平成30年度においては、平成国際大学の学生と市議会議員との意見交換会を行うことで進めてまいりたいというような希望を出しているところです。こういった平成国際大学と連携するにあたって、当初、資料5-1のとおり議長名で、平成国際大学の学長宛に、この表記の文書のとおり、「平成国際大学と加須市議会の連携協力の要請について」と、こういう見出し文書を用いまして、これについては、加須市と平成国際大学との案件で、加須市と平成国際大学との包括連携に関する協定書に市議会の方も便乗してというわけではないのですけれども、ぜひ協

定書に基づいて加須市議会も動いていきたいということで、この文書を案として、平成国際大学の窓口の総務課長を通じまして法人の方に打診をしたところでもございました。総務課長の方から、その後、返事をいただきまして、法人側、佐藤栄学園になりますけれども、法人としては、できれば加須市と平成国際大学で協定を結んでいますけれども、それとは別に加須市議会として、平成国際大学と連携に関する協定書を締結することについてはいかがでしょうかということ逆を投げ返されたところなんです。これにつきましては、資料5-2になるのですが、「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結について（案）」ということで、1番の背景としては、「加須市と平成国際大学は、平成24年1月17日に包括連携協定を締結して以来、これまで本市のまちづくりの様々な分野にわたって、平成国際大学の専門的な知識や学識経験からの指導助言をいただきながら、数々の連携事業が展開されてきたところである。」

2番趣旨としては、「このたび、議会改革に取り組む加須市議会と地域との連携に取り組む平成国際大学では、双方からの提案により、これまでの取組に加えて、加須市議会独自で平成国際大学との連携協力に関する協定を締結し、加須市議会と平成国際大学との間で連携協力をさらに進めていこうとするものである。」という方向性を考えたところなんです。

さらに3番、連携協力の内容につきましては、資料5-3「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定書（案）」のとおりでございます。

4番、期待される成果として、「(1) 加須市議会①分権型社会にふさわしい議会改革に必要となる専門的知見を活用することが出来る。」以下②～⑤は、資料のとおりです。時間の都合で一部割愛させていただきたいと思います。一方(2) 平成国際大学は①加須市議会と交流し、議会活動に関わることで、学部生の成長や教育研究の発展、地域社会における人材育成が期待できる。その他②、③ということで表記したとおりです。

5番、当面の具体的な連携協力内容については、大学教授等を派遣しての研修会、右側にそれぞれの例がありますが、市議会議員と大学生との意見交換会、教育研究フィールドとして加須市議会を活用ということでもあります。

6番、将来的な連携協力内容について「加須市議会と平成国際大学と双方で協議しながら、今後さらに検討していく。」ということで、締結案についての背景等を取りまとめたのが資料5-2でございます。

続きまして、資料5-3として、「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協

定書（案）」として作成したところです。「加須市議会（以下「甲」という。）と平成国際大学（以下「乙」という。）は、相互の連携及び協力に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

目的として、第1条 本協定は、市民を代表して市政に関する意思決定を行う甲と、知的財産を集積する乙が、相互の信頼関係に基づき、密接に連携し、及び協力し、かつ双方の持つ知的、人的及び物的な資源を有効活用により、地域社会における様々な政策課題への適正な対処と地域社会の活性化、人材の育成、学術研究の向上等に寄与することを目的とする。双方にとってお互いが協定を締結することでメリットがうまれますということです。

連携協力事項として、第2条、甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互に連携し協力する。(1) 甲の政策能力の向上に関する事項、(2) 乙の教育研究の充実に関する事項、(3) 広聴・広報の向上に関する事項、(4) その他、前条の目的を達成するために、甲及び乙が協議して必要と認める事項

個人情報の取り扱いとして、第3条 本協定に定める事項を実施する場合において、個人情報の取扱いについて十分配慮するものとする。

有効期間としては、第4条、本協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。といたしました。

その他として、第5条、本協定に関し、疑義が生じた場合又は本協定について定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。といたしました。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各々1通を保有するものとする。」ということで、甲が加須市議会議長、乙が平成国際大学学長ということで協定書（案）を作成したところでございます。これにつきましては、先行いたしまして、すでに、法人側の方も協議が必要であるということで、平成国際大学の総務課長を通じまして、この段階のレベルでメールを送信してありまして、このような形で今後は、特別委員会の方でも協議をしてまいりたいということで、平成国際大学の方には、この書面をたたき台ということでございますけれどもお示しはしてあるところでございます。「加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結について（案）」の説明は以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。これまで約2年間、加須市議会として議会改革、特に市民との連携、協働を推進するということに取り組んできたわけですが、そのことが平成国際大学にもご理解いただいて、これならば、加須市議会と連携をさらに強化していただくの市議会だということをご理解いただけたのかなとそういうふうに思います。いずれにしても、公聴会等で連携を強化してきたことがさらに次の一步へということになってきたのかなとそういうふうに思います。地元の大学との連携というのも埼玉県内40市で私たちが視察をした所沢市が早稲田大学と協定を結んでいるという話は承知しているのですが、他はあまり聞きません。そういう意味では、皆さんのご了解がいただければ、さらにまた加須市議会の議会改革に専門的な知見がさらに加わっていくのかなとそういうふうに思っております。

今、戸田課長から説明がありましたが、もし質問がありましたら発言してください。森本委員。

○9番（森本寿子君） 質問ではないですけども現在協議している基本条例第16条での大学の連携というところで、どこの大学と決めてはいなかったのですが、決めていただいたということを示していた時に佐藤栄学園側から要望というか協定の締結を投げかけられたということは、大いに歓迎すべきことじゃないかと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。他に。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 平成国際大学との関係では、学生への議会改革アンケートとか、教授を招いての研修会とか公聴会とか議会改革に対していい方向で反映されていると思っています。今後お互い高めあうということにもつながっていくと思います。協定について、市に便乗するのではなく、二元代表制のもとで市議会は市議会として独自に大学と協定を締結するのが大事なことだと受け止めました。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にご意見ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） なければ、戸田課長から説明がありました平成国際大学との連携協力については、特別委員会として、資料のとおりで事務を進めていくということと決定してよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） 事務局は、そのまま協議を続けてください。それでは次に進みます。

今後の協議の方向についてです。この次第に記載してありますように今日の午後1時30分から常備消防の災害対策の議員研修会がありますので、ご参集ください。それから第20回の議会改革特別委員会を2月7日の9時30分から第一委員会室で開催します。それから2月9日の予算議会の開会なのですが、本会議終了後、第5回執行部と議会との事前協議を行います。これに関しては、市議会版BCPについて協議をしていきます。2月9日の協議には、小勝副委員長と酒巻委員のご参集をお願いします。それからここには書いていないのですが、スケジュールを確保していただくため、伝えておきます。第21回の議会改革特別委員会は、議会終了後の3月16日金曜日午前9時30分から第一委員会室でおこないます。議題は、パブリックコメントについての市議会の見解をまとめて公表しなくてはなりません。議会版BCPの協議もごさいます。今示した日程で進めていきたいと思いますがよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） そのような日程をお願いします。最後になりますが、その他の関係につきまして、市議会基本条例逐条解説をはじめとして3件ごさいます。資料6～8に記載されています。3件は、まとめて江原局長から説明をお願いします。江原局長。

○事務局長（江原千裕君） 6のその他について、報告、情報提供、お知らせということで説明をさせていただきます。まず、6の（1）逐条解説について、加えた部分について説明させていただきます。目次の部分なんですけど、これまでページが入っていなかったのですが、具体的にページを入れました。2ページの資料編のところの中で、今回新たに加須市議会基本条例素案を72ページに、82ページから公聴会実施要項と公述人からの意見に対する市議会の見解、86ページにパブリックコメントの実施計画を追加しました。逐条解説の内容になるのですが、追加したところが、18ページの第10条広聴広報活動の充実を解説しているのですが、下部の用語解説で2つ目の※印に「SNSとは」という説明があるのですが、その内容を一新しました。前に書いてあった説明がちょっと古い内容でしたので、今、LINE（ライン）とかインスタグラム等の利用者が急増している新しいSNSのツールを含めて説明をしておいております。23ページ、第13条市民との意見交換及び議会報告という条文の解説のところなんですけど、アンダーラインしてありますが、先ほどもご協議いただきましたが、意見交

交換会の開催について、年度当初に目標を立てて取り組んでいきます。そのあとですが、意見交換会実施の詳細については、要綱等で定めます。ということで先ほどご協議いただいた実施要綱がありますと逐条解説の中でふれております。それから、44 ページの第 27 条、災害時における議会の対応というところの解説なんですけど、前は、災害対策本部しかなかったのですが、今回、新たに災害警戒本部を追加しました。それから 48 ページの第 30 条の議員報酬の解説がありまして、中央部に用語解説があります。加須市特別職報酬等審議会の解説がございます。

なお書きで、アンダーラインを加えました。「なお、平成 8 年に開催された加須市特別職報酬等審議会の答申を受けて、現在の議員報酬が定められています。」ということも補足させていただきます。ですから、現在の議員報酬は、約 22 年変わっていないということになります。あとは、資料編の方で今後のスケジュールを加えたりしています。以上が資料 6 についての逐条解説に関する説明でございます。

続きまして、(2) 加須市の人口、議員定数、議員報酬、費用弁償、政務活動費、政治倫理について、資料 7 によりまして説明をさせていただきます。平成 30 年 1 月 1 日の人口が出ましたので、それに基づきまして、加須市議会の議員定数、議員報酬、費用弁償、政務活動費、政治倫理等について、加須市の立ち位置を一目で分かるような資料ということで、レーダーチャートのグラフで作ってみました。この概要につきましては、7 月 13 日の第 12 回特別委員会、8 月 9 日の第 13 回特別委員会、8 月 24 日の第 14 回特別委員会で 費用弁償の見直しについて皆さまにご協議頂いたのですけれども、その際に費用弁償の見直しだけでなく、政務活動費、議員報酬、議員定数など総合的な検討が必要だというご意見がございました。また若い人が立候補しやすい環境づくりが大切だということで、全体的な視点から考えるべきだというご意見がございました。このため、それについて、今後、総合的に検討するための一つの資料ということで、県内 40 市議会における加須市議会の立ち位置、順番をグラフで示したものでございます。縦軸については、県内 40 市の中での順番を示したものです。人口、加須市は 113,754 人です。それから議員定数、議員報酬、費用弁償日額、政務活動費、政治倫理ということで、それぞれ数字については、少ないほうから数えた順位、政治倫理については、厳しくないほうから数えた順位を示したところでございます。これは、あくまでも順位ですので参考資料としてご協議いただければと思います。資料 7 については、以上でございます。

続きまして、「審議会における議員の委員兼務について（新聞記事）」資料 8 についての説

明をさせていただきます。審議会への議員参画の見直しについては、8月9日の第13回特別委員会、8月24日の第14回特別委員会、9月12日の第15回特別委員会でご協議いただきまして、次の改選期から30審議会への参画を18審議会に絞り込むということで、ご協議がなされました。これについては9月29日の代表者会議、議会運営委員会、10月2日の全員協議会で報告している状況でございます。この審議会の関係につきまして、執行部側でも検討を進めております。年明け1月に入りまして、市長から議会もこの記事を見ておいて欲しいという話がありましたので、今回、情報提供させていただくものでございます。1月4日の東京新聞の一面の記事、関連しての記事でございます。これは都道府県レベルの話ですけれども、特に都議会では審議会への兼務が多いということで、話題になった記事でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。何か発言ありますか。新井委員。

○3番（新井好一君） 資料7の現状の加須市議会の立ち位置をグラフで示されていますけれども、これは当初から議会改革特別委員会で目標は議会基本条例を制定して、議会の力、議員の力を上げていこうということでここまで進んできたわけですから、そのこと自体は、6月制定という目標に向かってスケジュールどおり進んできていて大きな成果をあげてきているところだろうと思います。同時に議会改革というのは、我々が直面する課題についてもやっつけいこうということで、それぞれ議題としてあげた経緯もあるわけで、議会運営上の課題も含めて3月の議会が終わったらそれぞれの委員が問題として認識し、議論を深めていきたいと思っております。当然定数等のことについては、我々も任期1年3、4ヶ月となってきましたので、これについては、4年に1度、先ほど総合的ということもありましたけれども、きちんとやる必要があると思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 政治倫理条例の厳しいのがトップということで、この件については、いろいろな若い人の団体の集まりにでると必ず言われるんです。加須は、もう少し厳しさを取り除いて欲しい、若い人が出にくくなっていると、それから、出たいという人がいないわけじゃないという話が新年会に出るたびに言われています。どうして、加須は、そんなに厳しいのかということを開かれても、うまく答えられません。全国的に議員のなり手が減っているとか、政治倫理条例が厳しいからということだけでないことは分かっています。もろもろのものが、いろいろな段階であって、それぞれの条件がみな違うから厳しいというのはいろいろありますけれども、この倫理条例が厳しいということは、4つの

団体から言われました。一人では決めることはできないという回答をしておきましたけれども。今後の課題として規定をもう少し、柔軟にするとというのはどうでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございませんか。大内委員。

○8番（大内清心君） 先ほどの話から関連してきますけれども、市民の方から多く聞かれるのが、来年の選挙で定数がいくつになるのかということが一番多く聞かれることなんです。3月議会が終わるくらいまでには、現状のままの28で行くのか、27、26と定数減をするのか決めていただければありがたいなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 議員定数の関係なんですけれども、特別委員会で議会基本条例を制定してきました。基本条例の第29条第2項に「議員の定数は、市民の多様な意見の市政への反映、監視機能及び政策形成機能の確保並びに議会改革の推進による議会力の向上を考慮して定める。」とあります。この条文を基本にして考えていくべきだと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 森本委員。

○9番（森本寿子君） 基本条例についてパブリックコメントの市民の意見として、議員定数についても意見がありまして、最終的にパブリックコメントで議員定数についてどんな意見がでるかきちんと参考にしながら、早目に検討していかなければと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 酒巻委員がおっしゃるように県内40市の中で政治倫理条例が一番厳しいということで、この辺は一度中身を精査して、もう少し、ゆるめる方向にお願いしたいと思っています。

議員定数の削減については、先ほどパブリックコメントのご意見の中で2の方が意見を出していますし、県内40市中、人口規模では、1位のため、この辺を十分考慮していただいて、4年の任期の中で一度はきちんと話し合いをして決めていただきたいと思いません。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございませんか。なければ時間も過ぎてまいりました。本日の議題は全て終了いたしました。今日の特別委員会で決定いたしました「加須市議会モニター設置要綱」及び「加須市議会モニター設置要綱に係る運用について」さらに「加須市議会と市民との意見交換会実施要綱」については、決定していただきました。これから3月議会が始まりますけれども、その際に代表者会議、議会運営委員会、ならびに全員協議会で報告したいと思いますので、その点、ご了解ください。さらに、各会派に趣旨を徹

定しておいてください。

それでは、今日も長時間に渡り、熱心かつ真剣な協議をしていただきました。ありがとうございました。

本日の協議はすべて終了しました。

本日の協議内容に関しましては、特別委員会通信第18号を発行して、市議会のホームページに掲載し、議員各位に配布してまいります。これで、本日の議事はすべて終了しました。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会にあたり、小勝副委員長から、あいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） 本日も自由討議ということで、長時間にわたり、熱心に協議をいただきありがとうございました。大きく進展した部分もございますし、さらに皆さまからご意見をいただくところもありますので、引き続きよろしく申し上げます。あわせて今日の資料は大変膨大なんですけれども、この資料を作っていただき、さらには説明をいただいた事務局には、本当に感謝を申し上げたいと思います。まだまだ寒さに向かいますので、風邪をひかないように体に気を付けていただいて、これからもよろしく申し上げます。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） どうも大変ありがとうございました。それでは散会といたします。

散会 午前11時55分